

青森市市税条例（平成十七年青森市条例第六十二号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>（国民健康保険税の課税額）</p> <p>第百五十九条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項第二号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第二項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>二十二万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>二十二万円</u>とする。</p> <p>4 〔略〕</p>	<p>（国民健康保険税の課税額）</p> <p>第百五十九条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項第二号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第二項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>二十万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>二十万円</u>とする。</p> <p>4 〔略〕</p>
<p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第百七十九条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第百五十九条第二項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>二十二万円</u>を超える場合には、<u>二十二万円</u>）並びに同条第四項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の</p>	<p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第百七十九条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第百五十九条第二項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>二十万円</u>を超える場合には、<u>二十万円</u>）並びに同条第四項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の</p>

改正後	改正前
<p>数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき<u>二十九万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。)一人について 一万二十円</p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 一万二千三百六十円</p> <p>(2) 特定世帯 六千百八十円</p> <p>(3) 特定継続世帯 九千二百七十円</p> <p>ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。)一人について 三千百八十円</p> <p>ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 三千八百四十円</p> <p>(2) 特定世帯 千九百二十円</p> <p>(3) 特定継続世帯 二千八百八十</p>	<p>数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき<u>二十八万五千元</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。)一人について 一万二十円</p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 一万二千三百六十円</p> <p>(2) 特定世帯 六千百八十円</p> <p>(3) 特定継続世帯 九千二百七十円</p> <p>ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。)一人について 三千百八十円</p> <p>ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 三千八百四十円</p> <p>(2) 特定世帯 千九百二十円</p> <p>(3) 特定継続世帯 二千八百八十</p>

改正後	改正前
<p>円</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 四千六百三十円</p> <p>ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 一世帯について 二千二百七十円</p> <p>三 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき<u>五十三万五千元</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前二号に該当する者を除く。）</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 四千八円</p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 四千九百四十四円</p> <p>(2) 特定世帯 二千四百七十二円</p> <p>(3) 特定継続世帯 三千七百八円</p> <p>ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期</p>	<p>円</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 四千六百三十円</p> <p>ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 一世帯について 二千二百七十円</p> <p>三 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき<u>五十二万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前二号に該当する者を除く。）</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 四千八円</p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 四千九百四十四円</p> <p>(2) 特定世帯 二千四百七十二円</p> <p>(3) 特定継続世帯 三千七百八円</p> <p>ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期</p>

改正後	改正前
<p>高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 千二百七十二円</p> <p>ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（１） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 千五百三十六円</p> <p>（２） 特定世帯 七百六十八円</p> <p>（３） 特定継続世帯 千百五十二円</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 千八百五十二円</p> <p>ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 一世帯について 九百八円</p> <p>2 [略]</p>	<p>高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 千二百七十二円</p> <p>ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（１） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 千五百三十六円</p> <p>（２） 特定世帯 七百六十八円</p> <p>（３） 特定継続世帯 千百五十二円</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 千八百五十二円</p> <p>ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 一世帯について 九百八円</p> <p>2 [略]</p>